

2017（平成29）年度法友会政策要綱要旨集

第1部 司法制度改革の到達点と新たな課題

第1 司法制度改革の背景と理念

司法制度改革は、正義に関する社会の需要に司法が応えるために、その機能（実務のあり方）を革めようとするものである。戦後司法改革（1948〔昭和23〕年）であろうと、臨時司法制度調査会の意見書（1964〔昭和39〕年）であろうと、司法制度改革審議会の意見（2001〔平成13〕年）であろうと、その点については、異ならない。

「司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする」、「質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する」、「国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める」の三つの柱からなる司法制度改革審議会の改革メニューは、従来の改革論からも、新しい改革論からも、ともに同意できる（少なくとも否定しえない）ものであった。

司法制度改革の現状を捉えるには、第1に、司法・弁護士の機能の本質的な定義は見えてきているか、第2に、司法・弁護士がその実現を担うべき正義の統合的な定義は確立してきているか、第3に、司法・弁護士と市民の結びつきの定義は誕生しつつあるか、第4に、司法・弁護士の役務は、法の領域以外の公共的な役務との連携性をもって定義されようとしているかという観点を踏まえる必要がある。

第2 「法の支配」の実現と法曹の使命

法曹の使命、すなわち「法の支配」の実現は、成文規範による制度的保障（「弁護士職務基本規程」、「検察の理念」）とともに、法曹倫理を法曹自身が内在化（内面化）すること及び法曹が社会の多様な分野で活躍することが重要である。そして、法曹の実質的な資格要件は、職業的専門性と職業的倫理性を備えることである。真に司法改革を成功させるために、法科大学院における法曹倫理教育をさらに強化し、より多くの優れた法曹を養成することが根本課題である。法曹倫理の強化、確立に向けたあらゆる努力を尽す必要がある。

第3 司法制度改革の議論の経緯と現在までの到達点

司法制度改革の成果については、弁護士会だけでなく政府においても様々な検証がなされてきた。それらを踏まえ、日弁連では、2016（平成28）年3月11日の臨時総会において、以下の決議がなされた。

『1. まず、司法試験合格者数を早期に年間1,500人とすること2. 法科大学院の規模を適正化し、教育の質を向上させ、法科大学院生の多様性の確保と経済的・時間的負担の軽減を図るとともに、予備試験について、経済的な事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確

保するとの制度趣旨を踏まえた運用をすること 3. 司法修習をより充実させるとともに、経済的事情によって法曹への道を断念する者が生じることなく、かつ、司法修習生が安心して修習に専念しうよう、給付型の経済的支援として、給費の実現・修習手当の創設を行うこと』

法友会としても、この決議を踏まえ、今後も法曹人口問題や法曹養成問題に対し、積極的に関与していくべきである。

第2部 弁護士をめぐる司法制度の現状と展望

第1章 弁護士制度の現状と展望

第1 弁護士制度改革

今般の弁護士制度改革は、司法制度改革意見書の理念と方向性に沿って、弁護士の役割・機能を充実・強化するための方策を講じたものといえる。①弁護士の社会的責任（公益性）の実践、②弁護士の活動領域の拡大、③弁護士へのアクセス拡充、④弁護士の執務態勢の強化、⑤専門性の強化、⑥弁護士の国際化、⑦外国法事務弁護士等との提携・協働、⑧弁護士会の在り方、⑨隣接法律専門職種との活用等の課題について、具体的な改革が進められてきたが、その現状と課題についての的確に分析し対応していく必要がある。

第2 弁護士自治の課題

1 弁護士自治の維持・強化

弁護士の使命である基本的人権の擁護のためには、強制加入制を一内容とする弁護士自治を、堅持し強化しなければならない。そのためには質の高い職務を実践し、また、綱紀・懲戒事案の適切な処理、不祥事の根絶によって、個々の弁護士及び弁護士自治を含む弁護士制度が国民から信頼され支持されることが必要である。それと同時に、法曹人口が増加する中において、我々弁護士が弁護士自治を堅持する姿勢が重要である。

2 弁護士不祥事に対する弁護士会の対応

現在実施しているメンタルヘルス、マネジメント研修と不祥事防止マニュアル、市民窓口の機能強化と預り金管理会規による規制などを通じた実効的な対策を進めるとともに、現在日弁連で検討を進めている会員サポート制度と依頼者保護給付金制度についても、導入する方向で積極的に意見を述べていくべきである。

3 ゲートキーパー問題

疑わしい取引の報告義務を弁護士に対しても適用しようとする動きは依然として続いており、今後その動きが強まることが予想されることから、日弁連及び弁護士会は、今後も警戒を緩めることなく、新たな事態に即応できる体制を準備しておく必要がある。

第3 法曹人口問題をめぐる現状と課題

政府が2013(平成25)年7月16日、司法試験合格者数を年間3,000人とする目標を正式に撤回し、その後の2014(平成26)年の司法試験合格者は2,000人を割り込む1,810人となり、さらに2015(平成27)年6月30日に政府の法曹養成制度改革推進会議が、合格者1,800人を前提に「当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進める」という内容を含む提言を行った。そして、2016(平成28)年の司法試験合格者数は1,583人となっている。

このような状況で、法友会としては、司法改革の目的を達成し、多くの有為な人材を法曹界に迎え入れる体制を維持しつつも、十分に顕在化していない法的需要と増員ペースの不均衡が生み出す問題点を直視し、これを適切に調整して弁護士の質を維持し向上を図りながら、特に若い世代の弁護士が社会のあらゆる分野で存分に活躍できるような制度設計と具体的な諸方策を研究・提言していく必要がある。

第4 法科大学院制度と司法試験制度の現状と課題

法曹志望者に対して法曹養成を目的とした教育を基礎から施し、同教育を経た者を法曹とすることを原則とした現行制度は維持されるべきであり、統廃合・定員削減と質を確保した入学者の絞り込み、教育の質の向上、経済的・時間的負担の軽減等の対応を進めて法曹志望者の増加につなげるべきである。

予備試験については、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するという制度趣旨と現状との乖離をこれ以上拡大させないために、前述の法科大学院改革を早期に進めるとともに、運用改善に向けた検討を行い、実現可能な部分から実施していくことが必要である。

第5 司法修習制度の現状と課題

法曹の実務に必要な能力を習得させるという司法修習の役割に照らし、実体法の基本や実務に関する基礎的な知識が修得できるような仕組みへの改善など、司法修習の更なる充実に引き続き取り組むべきである。また、司法修習生が安心して修習に専念できる環境を整え、法曹志望者が経済的事情によって法曹への道を断念する事態が生ずることがないように、司法修習生に対する給費の実現・修習手当の創設を内容とする給付型の経済的支援の速やかな実現のために取り組むべきである。

第6 若手法曹をめぐる現状と課題

弁護士人口の増加に見合うほどに社会の法的需要が増加せず、業務基盤の弱い若手弁護士の置かれた状況が、上の世代の弁護士に比べ厳しいものがあること、法科大学院の奨学金や貸与された資金の返済義務などの多額の債務を負って業務を開始する若手弁護士の数が増加していることなど若手弁護士が置かれた現状を踏まえ、「若手会員総合支援センター」を中心に、弁護士の

就業等支援、弁護士活動領域の拡大、若手弁護士の活動機会の拡大など諸施策の実施を拡充していくべきである。

第7 弁護士へのアクセス拡充

地方裁判所支部単位に限らず、アクセスの不便性や具体的ニーズを考慮して必要性が高いと判断される地域に必要な法律事務所の設置を進め、日本司法支援センターや地方自治体等と連携しつつ、法律相談センターを始めとする法的サービスの提供態勢を更に整備していくべきである。高齢者、障がい者、被災者など弁護士へのアクセスが困難な当事者に対し、アウトリーチの手法を用いて、福祉関係諸機関とも連携して法的問題解決を図っていくことが指向されるべきである。

第8 弁護士と国際化の課題

1 国際化に関する現代的課題

我が国の弁護士制度・弁護士業務は、諸外国の法曹制度や国際社会の動向と密接な関係をもつに至っている。我々は、WTO等における弁護士業務の自由化等の論議や動向を注視しつつ、我が国の弁護士会全体の問題として、我が国の弁護士制度・業務の国際社会における在り方・国際的なルール作りへの対応につき、早急に総合的な対策を講じる必要がある。

2 外国弁護士の国内業務問題

外弁法が2003（平成15）年7月に改正され、①弁護士と外国法事務弁護士の共同事業（外国法共同事業）の解禁、及び②外国法事務弁護士による弁護士の雇用が認められることになった。同改正法は、2005（平成17）年4月1日に施行され、前年11月の臨時総会で可決・成立した日本弁護士連合会の会則・会規も施行された。2014（平成26）年に外国法事務弁護士法人を認める外弁法改正が成立したことを機に、真の弁護士の国際化とその方法を真剣に議論すべきである。

3 国際司法支援

1995（平成7）年以降、日弁連が、我が国の法律家が海外で国際司法支援に積極的に参加する組織と制度を設計し活発な活動を展開してきたことを踏まえ、今後は国際的な法曹団体や各国の法曹団体と国際司法支援の分野でも協力を拡大していくべきである。

4 国際機関への参画

多様な領域への弁護士の参画、業務分野の拡大、国際化、法律専門家としての国際社会への貢献等の観点から、日本の弁護士が国際機関において法律専門家としての役割と活動を積極的に担っていくことが望まれる。

第2章 日本司法支援センター

2006年（平成18）年10月に業務を開始した日本司法支援センター（法テラス）は、市民生活の中に浸透し、さらなる発展期を迎えている。さらに市民に対する総合法律支援体制の拡充のために、国選弁護報酬の抜本的増額や民事法律扶助予算の先進諸国並の予算確保等の法テラス予算の

充実や法テラスの組織、人事及び業務に関する法的サービスのクオリティを向上させるための諸施策等に対しては今後も充実に努めてゆく必要がある。

また、国民の司法アクセスを容易にする等を目的とする総合法律支援法改正案が、2016（平成28）年5月27日に可決された。今後これを実際に運用するための具体的方法については、現在も検討中であり、実効性ある運用をしていくためには、国の方針に注意するとともに、我々弁護士自身が公益的活動を活発に行っていく必要がある。

第3章 裁判官制度の現状と展望

第1 裁判官制度改革の成果と今後の課題

司法制度改革審議会意見書は、我々が強く求めてきた法曹一元制度の提言には至らなかったが、国民の信頼を高めることによる司法基盤の強化を図るため、判事補が判事の主たる給源である現状を改め、弁護士任官の積極的な推進、判事補がその身分を離れて弁護士などの法律専門家としての経験を積む他職経験制度の導入、特例判事補の計画的・段階的解消等、裁判官の給源を多様化・多元化すること、裁判官の任命手続や人事制度の透明性・客観性を確保する方策の導入、判事の増員等、官僚裁判官制度から国民的基盤を持つ司法への転換を求める提言であると評価できる。この提言を後退させることなくさらに具体化し、これらの課題に対する我々の真摯かつ積極的な取組みと市民の理解によってこそ、法曹一元の実現へとつなげることができる。

第2 弁護士任官への取組み

弁護士任官は、「法曹一元」を目指す上で、弁護士が裁判官の給源となるという重要な意義を有する。しかし、最近の実態は、弁護士数が増加しているにもかかわらず、任官者数は年間8名以下にとどまっており、今後も任官者が増加する兆しはない。今後、弁護士任官制度を発展させて法曹一元につなげるため、これまでの地道な活動に加え、中規模以上の事務所に対する働きかけなど積極的な活動を行う必要がある。

第3部 弁護士業務改革と活動領域拡充に向けた

現状と展望

第1 司法改革推進上の業務改革の意義と課題

司法制度改革審議会の意見書が、司法改革の基本は弁護士にあることを明確にしている点からも、弁護士制度改革や弁護士業務改革が、必然的に必要となることを意識しなければならない。国民の法的需要に対する供給がなされるよう、弁護士の業務制限の緩和、弁護士の質の向上、ア

クセス障害の除去、公設事務所の設置、法律扶助・権利保護保険など弁護士費用に関する対策を充実し、実質的な国民の裁判を受ける権利を保障すべきである。さらに、国民に対して、法の支配の重要性の意識喚起、法教育の実施に努力し、社会に法の支配を根付かせる努力をしていくべきである。

第2 弁護士と法律事務の独占

弁護士法72条に関わる問題は、隣接法律専門職種のさらなる権限拡大問題に及ぶ重要な側面があり、総じて弁護士制度の根幹に関わる問題である。また、構成要件についての解釈の相違もあることから、隣接専門職種の非弁行為や、非弁の疑いのあるものも後をたたない。一方で、隣接法律専門職種は、法定の権限内業務を行うことを前提に弁護士との協働体制を取ることができれば、依頼者にとっても有用な法的サービスが提供できる側面もある。我々弁護士は弁護士法72条に関わる問題について、隣接法律専門職種等の権限拡大運動により関心を持つと共に、非弁行為に対してどのような対応が適切か、活発な議論をすると共に行動に移すことが必要である。

第3 その他の領域への進出

弁護士は、企業活動に対しても、社外取締役、社外監査役としてこれまで以上に積極的に関与していくべきである。弁護士会は、これまでの実績を検証しつつ、多くの弁護士が社外取締役や社外監査役として参画できるような仕組み作りも含めて、より積極的な施策を講じることが必要である。

ひまわり中小企業センターは、発足から約7年が経ち、徐々に中小企業支援者としての弁護士の存在が周知されつつあるが、まだまだ弁護士が中小企業事業者の日常的な相談相手となっているとは言いがたく、さらなる努力が必要である。法友会も、2014年2月に設立された東京弁護士会中小企業法律支援センター等を通じ、中小企業のニーズに的確に応えるための施策の推進が求められる。

日弁連は、2014年2月、法律サービス展開本部を設置し、その下に、自治体等連携センターを設置した。弁護士会は、今後、行政の需要に応えることができる人材を養成するなど、行政と広範かつ密接な関係を構築するための施策を積極的に推進していくべきである。

第4 組織内弁護士について

組織内弁護士業務を弁護士業務の重要な要素とするために、また、組織内弁護士を同じプロフェッションの「仲間」として取り込むために、弁護士会は「就職活動」に過度に偏っていたこれまでの対応を改め、喫緊の課題として、組織内弁護士の研究および研修活動に取り組むべきである。

任期付公務員についても、官公庁や自治体に対し弁護士の登用促進のための施策を推進する一方、弁護士に対する制度のさらなる周知、任期付公務員として必要な法的知識を得るための研修制度の導入、任期を終えた後の受け入れ態勢の構築などが検討されるべきである。

第5 弁護士専門認定制度の意義と課題

弁護士専門認定制度をどのような範囲で、どのように認定すべきか等の問題が解決されていないが、国民の需要に適合した専門認定制度が制度化されるべく、検討し、努力をすべきである。

第6 弁護士研修制度の拡充

新規登録弁護士の増加を含む弁護士の増加や活動分野の拡がりに伴い、業務の質的向上がますます重要な課題となっており、弁護士研修の充実が求められている。弁護士会は、日弁連や日弁連法務研究財団の研修事業と連携をとりつつ、新規登録弁護士研修から専門研修まで各種研修プログラムを充実させるとともに、インターネットによる研修等、研修方法の多様化を図り、多数の会員が継続的に研修に参加できる体制を整備していく必要がある。

第7 弁護士への業務妨害とその対策

我々弁護士が人権擁護と社会正義の実現という使命を全うするためには、正当な業務活動が守られなければならない。近年、増加、悪化する弁護士業務妨害を根絶するため、日弁連挙げて具体的な対策を検討し、会員やその家族、事務局を守らなければならない。東京弁護士会においては、業務妨害対策センターの活動をより充実させ、バックアップしていかなければならない。

第8 権利保護保険（通称「弁護士保険」）

権利保護保険は、事件解決に必要な経済的側面を補填する制度の一つとして、重要かつ必要な制度である。しかし、現状は保険の対象となる法分野が限られている等の問題点も抱えており、この問題点を市民の利便性の観点から解決しながら、制度の発展を図るべきである。特に、本制度が目的とする中間的な所得層が弁護士費用を気にせず弁護士依頼ができる制度を目指し、弁護士会としての弁護士紹介体制をよりよいものに組織作りしていくべきである。保険そのものも、その対象分野を一般に弁護士が扱う分野に広げることができるような環境整備を行うべきである。

第9 弁護士広告の自由化と適正化

2000（平成12）年に弁護士広告は自由化され、日弁連の会規で不適切な広告に関する規制が行われている。非弁提携広告等の問題事例も危惧されるところであるが、広告自由化後10年が経過して弁護士を取り巻く状況も大きく変化しており、弊害防止を図りつつ、弁護士の業務拡大を図るために、弁護士広告活性化の観点からの規制の在り方の検討が必要となった。そこで、2012（平成14）年3月、日弁連理事会において、「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する運用指針」が、「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」に全面改正された。この指針をベースとしつつ、あるべき弁護士広告の在り方について議論していく必要がある。

第10 弁護士情報提供制度

日弁連が実施している弁護士情報提供制度は、市民に対して、弁護士の取扱業務等の情報を開示する制度である。全ての弁護士が、弁護士による情報開示は弁護士の市民に対する責務であることを自覚し、取扱業務を含めた弁護士情報を開示する制度として発展させなければならない。

第4部 刑事司法の現状と課題

第1 刑事司法改革の視点

刑事司法制度は裁判員制度導入の検討開始以降大転換期を迎えている。2016（平成28）年5月には、取調べの録音・録画（可視化）の義務付けや、司法取引の導入、通信傍受の拡大を柱とした改正刑事訴訟法が成立した。弁護士・弁護士会は、今後も、取調べの全面可視化、人質司法の打破等よりよい刑事司法の実現に向け全力を傾注する必要がある。

第2 刑事訴訟法の改正

平成28年刑事訴訟法改正は刑事司法改革を一步進めたものではあるものの、無辜を処罰せず、えん罪を生まない刑事司法制度の構築にまではまだ至っていない。取調べの全面的可視化の実現や全面証拠開示など、今回の刑事訴訟法改正で新たに設けられた制度をより進めることのほか、弁護人の取調べ立会いや起訴前保釈制度など今回の改正で盛り込まれなかった制度についても、弁護士会は継続して制度化に向けた努力をすべきである。

第3 裁判員裁判導入の成果と課題

裁判員法附則第9条が定める3年経過後の見直しにより、2015（平成27）年6月、裁判員法の一部が改正されたが、さらに改善すべき点は残されており、弁護士会は、引き続きより良い裁判員裁判の実現へ向けて積極的な提言をしていくべきである。

また、裁判員裁判においても被告人の防御権を十分に保障するため、身体拘束の解放、弁護人との接見交通権の運用の改善、量刑データベースの創設等に取り組むべきである。

加えて、弁護士会内では、裁判員裁判に対応する弁護人の弁護技術の向上に向けた実践的な研修を継続的に実施するなどして弁護人の体制を充実させる必要がある。他方、裁判員制度が国民に定着していくためには、市民の理解と協力、そして裁判員制度に対する市民の信頼が必要不可欠であり、それらを得るための広報活動を今後も継続的に行う必要がある。

第4 公判前整理手続と証拠開示

2005（平成17）年11月の改正刑事訴訟法の施行以来、公判前整理手続は積極的に利用され、これまでに相当数の運用事例が積み重ねられてきた。今般、法制審議会「新時代の刑事司法制度特

別部会」における答申に基づく法案が可決・成立し、本項に関係する部分は2016（平成28）年12月より施行されることとなった。弁護士会としては、その運用が適切になされるよう、今後とも引き続き検討を継続する必要がある。

第5 取調べの可視化

法制審議会の新時代の刑事司法特別部会の議論を踏まえて、2016（平成28）年5月、改正法が可決・成立した。取調べの可視化に関する改正法は、2019（平成31）年6月までに施行されることとされている。

弁護人は、今後も、法律が認める取調べの録音・録画の義務化がなお不十分であり、全ての事件における取調べにおいて、供述の任意性担保の手段かつ取調べの適正化のための制度として、全過程の可視化が不可欠であることを明らかにして、制度見直しに向けて、全事件・全過程の可視化を実現するように、全力で取り組んでいくべきである。

第6 人質司法の打破と冤罪防止

冤罪を防止するとともに、争点整理を実効あらしめ、裁判員制度を充実したものにするために、刑事司法における取調べの可視化と並ぶ二大課題として、「人質司法」の打破に全力で取り組み、これを実現すべきである。権利としての保釈について、ひいては防御権の行使について、貧富の差による差別の解消を図るため、全国弁護士協同組合連合会を保証機関とする「保釈保証制度」が開始されており、より広い利用を呼びかけるべきである。

第7 接見交通権の確立

接見交通権を確立するために、大法廷判決の壁を打ち破るに足る違憲論を再構築し、国際人権法を梃子として刑訴法39条3項そのものの削除を求める運動を推進するとともに、接見妨害や写真撮影・録音の制限やそのための検査に対しては、法務省や刑事施設と協議を行う必要がある。そして、会員に対して、適切な情報を提供し、会員の弁護活動が萎縮することがないように支援することが求められている。

第8 国選弁護制度の課題

長く先人たちがその実現に苦闘してきた被疑者国選弁護制度も、2009（平成21）年5月21日の第2段階の実施を経て、はや7年が経過し、もはや制度として定着した。そして今般の改正によりその範囲が「勾留状が発せられているすべての被疑者」に拡大することになった（第3段階の実現。2018〔平成30〕年6月までに施行）。

いまや、被疑者弁護が、被告人国選弁護に代わって、国選弁護そして刑事弁護のスタンダードとなった。被疑者段階の弁護活動の充実なくしては、刑事弁護を語れない時代になった。

我々は、被疑者国選の実現を、弁護士及び弁護士会の努力の成果と評価するとともに、さらに第4段階として逮捕段階からの国費による弁護制度の確立を目指す段階にいる。日弁連の国選弁護本部では、これらの課題に取り組んでいる。

次のステップに進むためには、弁護士偏在問題の解消に努め、被疑者国選弁護制度の運用状況を不断に検証しなければならない。さらには初回接見が直ちになされないような事態を根絶する体制を実現しなければならない。

被疑者国選弁護制度を維持発展させるために、我々個々の弁護士が国選弁護人としてなすべきことは、一つ目に、個々の事件に対し誠実に弁護活動を行い、二つ目に、手続を正しく実践して制度を支えることである。

第9 未決拘禁制度の抜本的改革

2007（平成19）年6月1日、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行され、旧監獄法の全面改正が行われたが、いまだ改革は不十分である。日弁連は、総会決議や人権擁護大会決議、「刑事被収容者処遇法『5年後見直し』に向けての改革提言」、「新たな刑事司法構築のための意見書」及び「刑事施設医療の抜本的改革のための提言」に基づいて、今後も、法務省や警察庁に働きかけ、未決拘禁制度の抜本的改革と「代用監獄」の廃止を目指して、さらに国民を巻き込んだ運動を進めるべきである。

第10 共謀罪の創設とその問題点

共謀罪は、適用される団体が極めて曖昧である上に、共謀しただけで直ちに犯罪が成立するとされていることから、その構成要件は広汎かつ不明確であり、600以上もの犯罪について共謀罪が新設されることは、近代刑法における行為処罰の原則を否定するものである。

2016（平成28）年8月26日以降、政府がその要件を改め、テロ対策を前面に掲げて、「組織犯罪準備罪」として新たな法案の提出を検討することが報道されたが、結局、秋の臨時国会には法案は提出されなかった。日弁連及び弁護士会は、市民に呼びかけるとともに、政府に働きかけて、共謀罪法案がその形を変えようとも、新たな法案が二度と提案されないように、反対運動を展開して、全力で再提出を阻止する必要がある。

第11 検察審査会への取組み

公訴権行使により直截に民意を反映させ、公訴権行使をより一層適正なものとし、ひいては、司法に対する国民の理解と信頼を深めるために、検察審査会法が改正され、2009（平成21）年5月21日から施行されている。

制度の信頼を確保するため、日弁連は、2016（平成28）年9月15日、「検察審査会制度の運用改善及び制度改革を求める意見書」をとりまとめた。今後は、意見書に基づき、報酬の増額を含む審査補助員や指定弁護士の待遇の改善を求める活動を行い、弁護士が審査補助員や指定弁護士になることを躊躇することがない制度が実現するよう努力すべきである。

第12 新たな刑罰（一部執行猶予制度等の導入）

2013（平成25）年6月13日、国会で「刑法等の一部を改正する法律案」と「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」が成立し、2016（平成28）年6月1日から施行されている。特に、一部執行猶予制度と薬物使用者に対する同制度については、実刑と執行猶予制度との間の中間的な刑を新設するものであり、被告人の更生のために、適切に活用される必要があり、弁護人の弁護活動において、この点を意識した弁護活動がなされる必要がある。日弁連及び弁護士会は、以上に述べた新たな制度について、弁護人になる会員が、被告人の更生に資する弁護活動を行うことに役立たせるために、この制度を周知させるとともに、研修等を実施して、適切な弁護活動ができるようにすべきである。

第13 性犯罪等の規定整備

現在政府で検討されている性犯罪に関する刑法改正について、日弁連は、①現行刑法第177条の「姦淫」に該当する以外の行為類型（肛門性交及び口腔性交）について、法定刑の下限を懲役5年とするべきではなく、現行刑法第177条と同様に懲役3年に止めるべきであること、②監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為または性交等に係る罪を新設するのであれば、被監護者の意思に反する行為のみを処罰対象としそのことが文言上も明確にされるべきであることを提言している。上記意見にとどまらず、改正を検討するにあたっては、被疑者の防御権が不当に狭められることがあってはならず、また、処罰範囲の適正化について慎重な配慮がなされるべきである。

第14 刑事弁護と福祉手続の連携

この問題は刑事弁護、刑事法制、刑事拘禁等の刑事関係の委員会のみならず、高齢者・障害者関係委員会、子どもの権利に関する委員会等が横断的に連携する必要がある。具体的な事案の取組みにあたっては、当然、個々の弁護士の理解が必要不可欠である。東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会では、かかる問題について、「障害者刑事弁護マニュアル」の作成し、研修会の企画を積極的に実施しており、これを継続していく必要がある。

さらに、裁判所、検察庁、警察に障害者への配慮を求めることはもちろんのこと、社会復帰する際の受入れ体制を整えるためには、福祉事務所を含む自治体、刑務所、少年院、保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉法人等々との連携も必要であり、ひいては社会全体の理解が必要不可欠である。国選弁護活動などにおける医療・心理・福祉関係者の費用の問題についても継続的に取り組む必要がある。

第5部 民事・商事・行政事件の法制度改革の

現状と課題

第1章 新たな民事司法改革のグランドデザイン

民事司法改革は途半ばであるが、今まで以上のスピード感をもって取り組むべきである。特に、司法アクセスのうち、基盤整備の観点からは、全非常駐支部の常駐化、開廷日の拡大、合議事件取扱い支部の拡大、家裁支部の新設等がなお重要である。証拠の収集の観点からは、文書提出義務の範囲（秘密保持命令を含む）、当事者照会、弁護士法23条の2照会の見直しが引き続き重要である（日弁連の2012〔平成24〕年2月16日付「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」参照）。また、子どもの手続代理人につき、報酬の公費負担（日弁連の2012〔平成24〕年9月13日付意見書参照）についてさらに活動を進めるべきである。

第2章 民事・商事諸制度の現状と課題

第1 民事訴訟の充実と迅速化及び民事司法改革

1996（平成8）年に改正された現行民事訴訟法の運用が定着し、訴訟の争点を整理して必要な証拠を厳選し、集中証拠調べが行われるようになった。さらに充実した審理のためには、代理人は、様々な制度を活用した上で、重要な争点について主張立証を尽くす努力が求められる。そのような観点から、弁護士・弁護士会は、当事者照会制度の実効化、文書提出命令制度の拡充、秘密保持命令制度の拡充を、引き続き目指すべきである。

裁判の迅速化の観点からは、2003（平成15）年7月に裁判迅速化法が施行され、最高裁は6回にわたり「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」を発表している。第6回報告書では、民事事件における争点整理の充実、合議体による審理の充実、家事事件における透明性の高い手続の実現など、運用改善の観点を中心に具体的に述べており、日弁連や弁護士会でも同様の実証的な取り組みを行うべきであろう。

判決履行制度に関しては、財産開示手続の拡充及び第三者に対する財産照会制度の創設等の改革を行うべきである。現在、法制審に諮問がなされており、なお、迅速な立法化が期待されている。

第2 家事事件手続法

2011（平成23）年5月19日に、国会で非訟事件手続法の改正と家事事件手続法の制定が可決成立し、2013（平成25）年1月1日から施行された。しかしながら、法律の理念の1つである子どもの意思の尊重・意見表明権の強化に関し、子どもの手続代理人の選任事例がまだまだ少ないこと、その大きな障害となっている費用の問題が解決されていないことは大きな課題である。また、裁判所においては、家庭裁判所調査官の人的体制の充実、本人出頭原則を柔軟にするなどの利用者

の利便性向上に向けた努力、増加する家事事件に対応するための家庭裁判所の物的・人的設備の整備・充実が急務であり、弁護士会の側からも継続的に働きかけていく必要がある。

第3 国際民事紛争解決制度

経済活動のみならず市民生活のグローバル化が進むとともに、国際的な紛争も益々増加している。そのような国際的紛争のうち、商事紛争を解決する効果的手段として、国際商事仲裁の制度が発展充実して今日に至っている。我が国をみるに、2012（平成24）年4月1日施行の改正民事訴訟法において、国際民事訴訟管轄の規定が新設され、労働契約と消費者契約については特則が設けられた。しかし、送達手続や証拠調べについての国際民事訴訟手続きについてはハーグ条約、一部の国との二国間条約等で個別に対応しており、法的安定性と予見可能性を欠いているのが実情である。さらに国際送達、証拠調べ、外国判決執行の相互保障等の側面についても国際基準での立法化と国際共助の前進を図ることが求められる。

そのようななか、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（ハーグ条約）の締結とその担保法に基づき、子の引渡しに関する司法手続等が整備された。弁護士会としては、代理人活動に関する研修、任意的解決のためのあっせん仲裁機関の紹介事業に対応できるような体制を強化する必要がある。

第4 裁判外紛争解決機関（ADR）

2004（平成16）年12月1日、ADR基本法ともいうべき「裁判外紛争解決手法の利用の促進に関する法律」が公布され、2007（平成19）年4月1日に施行された。これにより、時効中断、訴訟手続の中止、調停の前置に関する特則などの法的効果が与えられることになった。今後は、我が国の市民生活及び中小企業を含めた経済活動のグローバル化が進む現状を踏まえて、国際家事相続案件や中小企業の海外展開案件に携わる弁護士が関係先各国の弁護士と容易に連携しうるように、弁護士会間の友好協定に加えて個々の弁護士間の国際的ネットワークを促進すること、また、国内における国際仲裁及び調停手続へのアクセスを容易にするため、紛争解決機関が入居して審理を実施する新たなセンター等の施設整備を促すことなどが、重要な課題である。

第5 仲裁法

仲裁法は、社会の複雑化・多様化、国際化が進展する中で、紛争について多様な解決制度を整備する必要があるという認識の下、2003（平成15）年8月1日に公布され、2004（平成16）年3月1日に施行された。多くの紛争は、中立な専門家が仲裁に入ることで解決すると考えられる。裁判所の調停も可能であるが、必ずしも弁護士のような法律家やそれ以外の専門家が調停人となっておらず、かえって紛争が長期化する場合もある。弁護士会の仲裁センター（紛争解決センター）は、専門性のある弁護士を仲裁人にするすることで、効果的な仲裁を実施することができるものと期待できる。

また、仲裁の専門性を高めるための組織作りが必要であり、弁護士を中心として設立された社団法人日本仲裁人協会の活動が期待される場所である。

第6 知的財産権にかかる紛争解決制度の改革

知的財産権に係る紛争は、その性質上、迅速性と専門性が要求される分野であり、法改正も頻繁に行われているところであるが、裁判や裁判外紛争解決機関（ADR）のより一層の充実・改善を目指すとともに、弁護士の態勢の充実・強化を図るための施策を検討・実施していくべきである。また、知的財産法制の改革について、十分な議論を経た上で、弁護士としての立場から積極的な意見を発信していくことも重要である。

第7 債権法改正

2009（平成21）年以降法制審議会において検討されてきた債権法改正は、2015（平成27）年2月24日の法制審議会総会において決定された「民法（債権関係）の改正に関する要綱」に基づき法案が作成され、2015（平成27）年3月31日、第189回通常国会に「民法の一部を改正する法律案」が提出され、現在衆議院で審議中である。

その内容は、債務不履行に基づく損害賠償責任や契約解除などの履行障害法のあり方に関する改正、債権者代位権、詐害行為取消権に関する改正、保証契約における個人保証人の保護に関する改正、債権譲渡に関する改正、定型約款に関する改正など多岐にわたる。一方、現代型暴利行為や惹起型錯誤の明文化、契約の基本原則に関する規定の新設については見送りとなった。また、個人保証の保護のさらなる充実の必要性も指摘されている。

以上の諸論点のほかにも重要な検討課題が数多く存在している。民法は私たち法律実務家が日常的に使用する法律である。その民法が1896（明治29）年の成立以来、120年ぶりに抜本的に改正されようとしている。改正がなされた後は、その解釈、運用を適切に行っていく必要があり、法律実務家の役割がいよいよ重要となる。私たちはこの重大性をよく認識し、改正内容に関して今後、さらなる研鑽に務めていく必要がある。

第8 相続法改正

平成27年2月の法務大臣諮問を受け、平成27年4月から平成28年6月までに法制審議会民法（相続関係）部会において検討が行われた。そして、平成28年7月から9月末日まで「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」について意見募集（パブリックコメント）が実施された。中間試案の概要は、配偶者の居住権を保護するための方策、遺産分割に関する見直し、遺言制度に関する見直し、遺留分制度に関する見直し、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策など様々な提案がなされているところ、日弁連のほか、各単位会、東京弁護士会法制委員会、法友全期会等が意見書を提出している。相続法制の見直しは、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるから、様々な場面を具体的に想定し、適切な内容としていくことが必要である。未だ議論は流動的な状況であるから、今後の部会における調査審議等に応じて、慎重な検討を継続しなければならない。

第9 会社法改正と企業統治の改革

法務省の会社法研究会において、あらたな会社法改正の検討が2016（平成28）年1月13日から開始された。同研究会での取りまとめをもとに、2017（平成29）年2月の法制審総会で部会を設置して検討を行うことが想定されている。

2015（平成27）年5月1日施行の改正会社法（以下「改正法」という）の附則第25条において、社外取締役の選任に関する規律について、施行後2年を経過した時点で見直し、必要に応じて、社外取締役の設置の義務づけ等の措置を行うものとされている。会社法研究会では、この点を含めて、取締役、取締役会及び株主総会に関連した企業統治に関する事項を中心に検討が進められている。

社会の公器としての会社のあり方に関わる問題であり、弁護士会もその検討に積極的に関与していく必要がある。

第10 弁護士による企業の内部統制システム構築・CSR活動推進の支援等

日弁連の主導により、弁護士が企業の内部統制システム構築およびCSR活動推進を支援する仕組みを導入すべきである。内部統制システム構築に関しては、内部統制構築・検証に取り組む弁護士主体のNPOと協働すべきである。CSR活動推進に関しては、日弁連が「企業の社会的責任(CSR)ガイドライン」の公表を継続すべきである。

第11 労働法制の改革

2015（平成27）年9月11日に成立（同月30日施行）した改正労働者派遣法、2016（平成28）年3月29日に成立（2017〔平成29〕年1月1日施行）した育児・介護休業法、現在継続審議となっている労働基準法等の一部改正法案は、いずれも、健康で効率よい働き方が可能な労働環境の整備に加え、柔軟かつ多様な働き方の実現に向けたものとなっている。また、現在、少子化傾向が進み、労働人口の減少に対する政策が急務であるところ、就労と介護、あるいは、就労と結婚・出産・子育てとの二者択一構造を解消するとともに、仕事と家庭の両立支援制度を見直し、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現することが急務となっている。

今後は、近時の法改正の趣旨を踏まえ、企業の現実の運用において、その改正趣旨に沿った運用が実現されるとともに、新たに顕在化した問題点について迅速かつ適切な改正がなされるよう、今後の立法・行政の動きに注視する必要がある。

第12 独占禁止法制の改革

2009（平成21）年6月3日の独占禁止法改正の際審判手続に係る規定について、全面的に見直すものとし、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするのが確認された。この流れを受け、2013（平成25）年12月7日、①公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する、②裁判所における

専門性の確保等を図る観点から、排除措置命令等に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする、③適正手続の確保の観点から、排除措置命令等に係る意見聴取手続について、予定される排除措置命令の内容等の説明、証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う、④実質的証拠法則（旧独禁法80条）や新証拠提出制限（同法81条）の制度を廃止することを主な内容とする同法の再改正が行われた。公取委による調査・審査の手続にはさらに適正手続保障の理念が徹底されねばならない。

第3章 行政に対する司法制度の諸改革

第1 行政手続の民主化

司法の行政に対するチェック機能の強化、市民の迅速な権利救済、行政の適正化の確保のために、政策の決定から実施、評価に至る全行政活動について、民主化ルール（情報の透明化と市民参加手続きの保障）を徹底させるべく、弁護士は、行政手続法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の実践的解釈並びに積極的な活用を行うとともに、日弁連・弁護士会は立法措置の必要性について積極的に提言していくべきである。

第2 行政訴訟改革

行政訴訟制度が改正法の趣旨にしたがって積極的に運用されるよう、国民及び弁護士はチェックを怠ってはならない。その意味で、2005（平成17）年の改正は第一歩に過ぎず、数多くの積み残し課題について、第二ステージの改革を確実に確保する必要があるところ、法務省からは2012年（平成24年）11月22日付で「改正行政事件訴訟法施行5年後の検討について」が出されたものの、いまだ十分な議論はなされていない。2014（平成26）年に公布された改正行政手続法が2015（平成27）年4月1日に施行されたことに伴い、その更なる整備（行政立法、行政計画、公共事業手続、行政契約等）、行政型ADRの整備・改革、行政訴訟改革を真に実現するための個別行政実体法の改正等が検討されるべきである。

第3 行政不服審査法

行政不服審査法改正の目的である審理の公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大、ひいては国民の権利利益の保護のためにも、弁護士が新制度の担い手として、代理人としてだけでなく、審理員及び第三者機関（行政不服審査会等）に積極的に参加していくとともに、改正法において残された課題、施行後の問題点、新制度における弁護士関与の状況等を蓄積し、今後の見直しのための提言を継続していく必要がある。

第6部 憲法と平和をめぐる現状と課題

2015（平成27）年9月19日、多数与党は、国民世論を尊重しないまま、議会制民主主義において求められる手続的適正に多くの問題を残して、違憲の「安全保障関連法」の成立を強行した。これに関しては、南スーダンPKOにおいて、その増派自体や駆けつけ警護任務を課すかどうか、安保関連法に基づく具体的政策として問題化している。さらに、このような状況の中で、2016（平成28）年7月の参議院選挙においては、与党が憲法改正論などを争点としないまま選挙が実施され、結果として与党は衆参両院において3分の2の議席数を獲得し、与党だけで憲法改正の発議が可能な状況となった。

大災害が発生するたびに国家緊急権の必要性が叫ばれてきたこととの関係では、憲法改正問題において、比較的賛同が得られやすい条項として、具体的な改正作業が進められる危険性がある。しかしながら、そもそも国家緊急権の憲法条項化については、立法事実がないのではないかとの疑いが強く、また、本来、立憲主義を一時的にであっても停止するため、その発動によって深刻な人権侵害を招きやすく、その回復が極めて困難となるのであり、実際に発動された例は、全て濫用事例であるという歴史的事実に照らしても、極めて危険性の高い制度というべきである。

もとより、2013（平成25）年の強行採決によって成立している特定秘密保護法に関する問題や、表現の自由をめぐる諸問題、ヘイトスピーチ、一票の格差問題など、多くの憲法をめぐる問題が山積している。

我々は、これらの憲法問題に対処するに当たっては、憲法の基本原則（基本的人権尊重、国民主権、恒久平和主義）及びこれを支える立憲主義を守る立場から、原点に立ち帰って、毅然と対処すべきである。

そして、憲法違反の法律である安全保障関連法が存在するという事態を等閑視することは、事実上の追認に等しいともいえるのであり、これを速やかに廃止することによって、立憲主義を再生強化してゆくべきものとする。

さらに、一時的であっても、立憲主義と相容れない国家緊急権は、その濫用によって深刻な人権侵害を招く恐れがあるものである以上、これを創設する憲法改正には反対するものである。

第7部 東日本大震災等の大規模災害と弁護士

被災地の各弁護士会、行政機関、他分野の専門家、ボランティア等の民間団体、マスコミ、政治家等と協力し、すべての被災者に必要十分な法的支援が行き渡るように、以下のとおり、制度改正を含めた総合的な取り組みをすべきである。

- ① 復興まちづくりの進展状況のバラツキを踏まえ、住宅再建・取得制度の充実など復旧・復興のための調査・研究及び立法提言等に取り組むべきである。
- ② いつでも、どこでも起きる大規模災害による避難者のために、避難所の確保・運営や仮設住宅の住環境、住宅の再建、まちづくりについて先例に学んで、人間の復興、コミュニティの再興を図ることを目的に尽力すべきである。

- ③ 被災ローン減免制度や自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを被災者の経済的再生のために改善と活用を促すとともに、今後発生する二重ローン問題に対応するため、債権買取制度の創設等の立法的手当てを行うべきである。
- ④ 被災地の復興のためには、産業の復興、被災中小企業の立て直しが不可欠であり、そのためには、東日本大震災に対応する産業復興機構と事業者再生支援機構の統一化や適用要件の緩和等を図るべきである。
- ⑤ 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続の利用促進とともに、その手続きと被害賠償が迅速、適正に進むよう、センターも弁護士もさらに一層の努力が求められる。
- ⑥ 損害賠償や低線量被ばくに関する研究と被災者の支援に務め、人間の復興の視点で避難地域の復興のための取り組みを行う。
- ⑦ 災害関連死の認定において不均衡、不合理があってはならず、国が審査事例を集約して事例集として公表すること、災害と死との間の相当因果関係は法律判断であることを周知すること、主たる生計維持者の判断を適切に行うこと、審査業務は市町村が直接行うこと、及び、審査委員に弁護士を多く選任することを働きかけるとともに、研修と人材の提供に努めるべきである。
- ⑧ 震災により全・半壊した自宅での居住を続け、支援の網から外れている「在宅被災者」の実態を早急に調査した上で、在宅被災者に対するサポート体制の構築や実態に則した各種支援等、在宅被災者の置かれている劣悪な生活環境を改善するための施策を速やかに検討・実施すべきである。また、今後発生するであろう大規模災害において、在宅被災者に置かれることを可及的に防ぐとともに、在宅被災者が発生した場合にも支援が行き届くような仕組みの構築や、住宅再建制度の拡充等の施策を検討・実施すべきである。
- ⑨ 発災後に市民に役立つ情報を迅速に提供し、情報を更新していく取り組みを行う他、災害対策基金を活用するべくシミュレーションの構築に加え、平時の防災、減災対策が重要であり自治体や各種団体との連携を深めなければならない。

第8部 人権保障制度の現状と課題

第1章 各種権利保障のあり方の改革

第1 子どもの人権

子どもをめぐる立法・法改正に際しては、子どもの権利条約の趣旨に立ち返り、子どもは人権の主体であることを再確認して、子どもの人権が真に保障される制度を作るべきであり、日弁連及び弁護士会は、子どもの権利基本法の制定へ向けた提言を含めた積極的な提言を行なうべきである。

少年法の理念を守り、少年の成長発達権を保障するため、日弁連及び弁護士会はより良い制度改正へ向けた運動をするとともに、付添人・弁護人として、少年法の理念に沿って少年の権利利

益を守る活動をすべきである。また、新たな少年法「改正」を阻止すべく全力を挙げるべきである。

児童福祉法改正により弁護士の児童相談所への配置が義務付けられたことを受け、弁護士会は、子どもの最善の利益の観点から職務を全うできる弁護士を責任をもって送り出す体制を整えるべきであり、東京弁護士会としても、東京都との間で、弁護士配置の在り方について協議を開始すべきである。

家庭・学校・施設・地域など社会のあらゆる場で、子どもの人権保障が全うされるよう、弁護士・弁護士会としては子どもに対する法的支援をいっそう進めるべきである。

第2 高齢者の人権

高齢者の人権と福祉を考えるに当たっては、ノーマライゼーションの理念を基礎として、その自己決定権を十分に尊重し、残された能力を最大限に活用して、生き生きとした生活を送ることができるように支援することが必要である。

第3 障がい者の人権

障がいのある人も、社会の一員としてすべての基本的人権を完全かつ平等に享有し、固有の尊厳を有する権利の主体であるという「障がいのある人の権利に関する条約」の基本理念に則った社会の構築、制度の実効性確保のための施策が必要である。特に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2016年（平成28年）4月1日から施行されたことにかんがみ、差別的取扱の禁止と、合理的配慮の実施を注意深く見守らなければならない。

第4 両性の平等と女性の権利

憲法14条1項及び24条に定める両性の平等を実現すべきである。選択的夫婦別姓、婚外子差別の撤廃、婚姻適齢の平等化、再婚禁止期間の再考をなすべきである。また、養育費の算定につき、見直しを行うべきである。労働の分野においては、①男女間の処遇・賃金格差、②女性労働者の非正規化、③男女間の勤続年数の格差の問題を解決せねばならない。また、労働現場におけるマタニティー・ハラスメントを根絶する取り組みをすべきである。法曹界における両性の実質的平等を実現すべきである。

第5 性的マイノリティ（LGBT）の権利

LGBTの基本的な理解を深めて、その差別禁止や人権保障を実現する必要がある。学校教育を含めたLGBTに関する啓発活動を実施し、これを活性化させるとともに、同性婚の法制化等の必要な法整備やLGBT施策の実現等を図るべきである。

第6 外国人の人権

1 入管行政の問題

日本の入管制度、難民認定制度について法制度上及び運用上の問題点を見直すための調査、研究活動を行うと共に、その成果に基づき法改正や行政各省庁の取扱いの是正を求めるための活動をより積極的に行うべきである。外国人の権利保障に関連する諸条約の批准促進運動を展開するとともに、外国人の人権に関する法教育や行政機関に対する啓蒙活動を行うべきである。

2 外国人の刑事手続上の問題

外国人事件においては、刑事手続と入管手続が相互に衝突し、その不利益を外国人当事者が被るという事態が放置されたままとなっているほか、法廷通訳人の資格制度が整備されていない点、通訳過程の可視化が進まない点といった積年の課題が山積しており、これらの問題について、喫緊に取り組まなければならない。

第7 犯罪被害者の保護と権利

犯罪被害者の権利の拡充に向けて、今後も積極的に活動していくとともに、現行の犯罪被害者等給付金を抜本的に見直し、被害後の生活保障型の新しい犯罪被害者補償制度の創設を求めるべきである。

第8 冤罪被害者の保護と権利

冤罪被害者に対する十全な補償をなすことは、捜査権、訴追権そして刑罰権を行使する国の責務であることを踏まえ、被疑者補償法及び非拘禁者補償法の早期制定に取り組むべきである。

第9 死刑の存廃問題

死刑制度の廃止について早急に検討を深め、国民に対して、的確な判断材料を提供しながら、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける一方、政府及び国会に対して、死刑執行停止法の制定を強く求めるべきである。また、法務大臣に対して、①死刑制度の運用状況に関する情報の公開、②死刑制度の廃止について全社会的議論の深化を図るための施策、③死刑の執行を差し控えることなどを強く求めるべきである。

第10 警察活動と人権

警察活動の行き過ぎや不祥事、人権侵害に対し、人権救済申立事件の調査勧告活動を強化するなど、市民の立場から監視を行う一方、警察による人権侵害事案に対して、外部の有識者等を入れた調査委員会により監視する仕組の創設に取り組むべきである。さらに警察に対する民主的コントロールを確立するため、警察情報の公開、公安委員会の改革、市民による監視システムの創設に向けて努力しなければならない。

第11 民事介入暴力の根絶と被害者の救済

暴力団等の不当要求行為への対策を実効性のあるものにするために、情報及び対策等において弁護士（会）、警察及び暴追センター等との連携が不可欠である。民暴被害の真の救済を図るた

めには、被害予防とともに、組長責任訴訟等の実践によって、その被害回復についても実現していかなければならない。

第12 患者の人権（医療と人権）

患者中心の医療を確立するとともに、医療事故の原因分析・再発防止と被害救済に努める責務を全うするため、「医療事故調査制度」の適切な運用、「医療基本法」の制定、「無過失補償制度」の整備を目指すとともに、公正中立で迅速な医療訴訟の実現を求めていかなければならない。また、会員研修の強化等を通じて医療事件の専門弁護士養成に努め、山積した医療問題に弁護士会として対応できる基盤を作らなければならない。

第13 消費者の人権

消費者の権利擁護のための立法措置及び行政措置が適切に実現されるよう、監視・研究・提言の活動を積極的に行う。特に消費者庁及び消費者委員会が当初の目的どおり機能し、あるいは喫緊の課題に対応した立法がなされるよう提言や運動を展開する。消費者が批判的な精神を持って主張し行動し社会参加する「消費者市民社会」を実現するために、「消費者教育」の実施及び充実を図る。

第14 貧困と人権

全ての人々が健康で文化的な最低限度の生活を維持し、貧困に陥らないために、日弁連・弁護士会は政府・地方自治体に対し、貧困や経済的格差を是正する実効性ある諸施策を求めてゆくべきである。日本の労働者の現状は、非正規労働やワーキングプア問題の拡大に代表するように、窮乏化を極めており、安易な雇用規制の緩和はなされるべきでなく、かえって、貧困拡大の原因となっている非正規雇用について規制する労働法制および労働行政の抜本的な見直しを求める。さらに、政府は生活保護基準の大幅引き下げと生活保護制度改悪を進めているが、それに断固反対し、逆に政府・地方公共団体に対して、生活保護制度の積極的活用を図るとともに、さらに充実した生存権保障法制を構築することを求める。

第2章 人権保障制度の提言

第1 国内人権機関の設置

「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（1993〔平成5〕年国連総会決議、通称「パリ原則」）に合致した国内人権機関の設置の早期の実現に向けて粘り強く運動を展開するべきである。

第2 国際人権条約の活用と個人通報制度の実現に向けて

法廷その他の弁護士活動において、国際人権条約の積極的活用を図るため、国際人権条約に関する研修会、勉強会等を積極的に行うべきである。また、同様の内容の講義を、弁護実務修習や、法科大学院において行われるよう働きかけるべきである。日本が条約機関に対する個人通報制度を受け入れるよう、積極的な運動を展開すべきである。

第9部 弁護士会の機構と運営をめぐる現状と課題

第1章 政策実現のための日弁連・弁護士会の組織改革

第1 司法改革の推進と弁護士改革実現のための方策

司法改革が具体化するに伴い、弁護士会が、司法制度、弁護士制度、人権課題、法制度等などにつき、積極的かつ迅速・的確に提言し、責任をもって実践することが、社会から期待され、また弁護士自治を付託された弁護士会の責務であるといえる。

第2 日弁連の財務について

一般会計が安定的に増加傾向にある一方で、特別会計は繰越金が増加傾向にあるもの、減少傾向にあるものもある。一般会費や特別会費の減額を検討しながらも、各特別会計の目的を踏まえて将来の予測を立て、適切な配分がなされるよう、また、日弁連の重要な施策を遂行することができるよう、不断の財政議論が行われるよう提言していく。

第3 公益財団法人日弁連法務研究財団

日弁連がシンクタンクとして財団を創設した原点に戻って、財団の存在の意義を問い直すともに、先の債権法改正研修（研究）に見られたように、意欲ある献身的な研究員を集め、各地の弁護士会の活動へ根を広げることにより、各地の意向を汲みとったうえで新たなニーズに応える、最先端の充実した企画を産み出し続けることにより、日弁連そしてその基礎をなす各地の弁護士会との協力関係の強化を図ることが求められている。

第4 関東弁護士会連合会の現状と課題

関東弁護士会連合会（関弁連）を構成する東京三会と十県会は、2014（平成26）年度に、関弁連理事長輪番制度の変更、東京三會会長の常務理事への就任などの機構改革を実現したことにより、意思疎通の機会が多く、相互の協力体制ができてきている。今後は、日弁連とのさらなる連携強化、理事長選出方法の検討、事務局体制の強化などの課題に取り組む必要がある。

東京三会としても、これまで十分とはいえなかった定期大会、各種委員会などへの積極的な参加を促進することにより、関弁連のメンバーであるという帰属意識を高めるべきである。法友会としても、責任と自覚を持った会員を委員として送りこみ、法友会の組織をあげて関弁連の活動を積極的に支えていくことが望まれる。

第2章 東京弁護士会の会運営上の諸問題

第1 会内意思形成手続の課題

近時、総会で会則改正を行う際に必要な200人の特別定足数を満たすことに苦勞を伴うようになってきたことから、2013（平成25）年6月、理事者から、特別定足数を廃止して通常定足数の80人とする可否について、関連委員会及び会派に対して諮問がなされた。

しかし、諮問に対しては、反対・慎重意見が出て、定足数の減員は見送ることとなった。結局、定足数の減員→出席者確保の努力をしない→ますます出席者の減少→通常定足数さえ満たせなくなる、という悪循環に陥りかねないのであって、会員数の増加の中での定足数の減員は時代に逆行するといえよう。

法友会としても、会員が議案内容に関心をもって、自らに関わる重要課題と認識した上で総会に出席し、若手会員も自由に発言できるような雰囲気作りに努める必要がある。

第2 役員問題

副会長の構成については、急激な人口増と業務領域の拡大も見据えれば、多様な考えや世代感覚をできるだけ反映した役員構成が望まれる。そして、将来的な展望をもって企画立案にも精力を充てたいところである。そのリードによって時代に即応した機構改革が成し遂げられることは、喫緊の課題である。以上の問題を解決するために、至急、関係機関による検討が開始されるべきである。

第3 委員会活動の充実強化

弁護士会として、市民の期待に応える司法制度改革の推進や人権擁護活動の取り組みを進めるに当たって、委員会の活動の充実は重要である。したがって、それぞれの委員会が十分な活動ができるよう、貸会議室の利用も含めた物理的な面での条件整備のほか、委員会開催時間の見直しや資料の事前配布やペーパーレス化のためのマイストレージの利用など、委員会活性化のための更なる制度改正や環境整備を行うべきである。

第4 事務局体制

東京弁護士会の職員数は、2016（平成28）年10月1日時点で、正規職員69人、図書館職員7人、臨時職員53人（嘱託職員16人、パートタイム職員20人、派遣職員17人）、合計129人である。現

在は業務量と職員数のバランス、正規職員数の制限枠の見直しに対応する必要がある、さらに、2015（平成27）年3月に、公認会計士、民間企業役員、コンサル企業代表等で構成される「東京弁護士会マネジメント会議」が作成した「報告書」を参考に、具体的な取り組みがなされるべきである。

第5 弁護士会館の今後の課題

弁護士会館は、竣工後満18年を経過した。弁護士数の増加・職員数の増加が弁護士会館にとって、①「会議室不足」・「事務局スペース不足」、②「エレベーターの混雑・待ち時間の長さ」、③「会館全体のOA機器の統合化・合理化による効率的運用の必要性」、④一般会計から会館特別会計への繰入額の停止の必要性の有無、⑤4階の和室の会員の一時保育用へ提供、⑥会館設備の老朽化対策、⑦女性会員室利用方法の見直し等の問題点を生んでおり、その他今後の問題としては⑧20年目の大規模修繕に向けての取り組みがあげられる。これらの課題についての的確に対応していく必要がある。

第6 会の財政状況と検討課題

会財政及び会の活動は会員が負担する会費により支えられているのであり、会費がどのように（何に）使われているかについて、会員は関心を持っていく必要がある。

第7 選挙会規の問題点

電子メールによる選挙運動については、東弁においては、日弁連会長選挙と異なり、東弁が配信システムを提供する一括管理での運用が検討されているようであるが、今後の運用の実態を見ながら、選挙の適正が担保されるよう継続的に検証してゆくことが求められる。

第8 会員への情報提供（広報の充実）

現在、東弁が会員に対して提供している情報は多岐にわたるが、概ね、会員の業務に役立つ情報（事件処理のノウハウ、各種研修案内、裁判所等からの周知要請事項等）や会員に対する協力依頼（各種アンケート等）、東弁の活動（各種提言、シンポジウム開催等）に分類されると思われる。そして、これらの情報を提供する手段として、紙媒体による発送・配布物（会報LIBRA）、ファックス、ウェブサイト、メールマガジン等がある。

とりわけ重要なのは、インターネットを利用した情報提供である。今後は、ウェブサイトとメールマガジン、メーリングリスト、スマートフォン用アプリ（べんとら）をそれぞれ使い分けて有効な利用方法を考えていくことが急務である。その前提として、ウェブサイトに対する予算枠を十分に与えて執行していくべきである。

第9 福利・厚生

2005（平成17）年4月の保険業法の改正により、東京三会及び日弁連とともに補償制度が廃止されることになった。会員の福利・厚生が大きく後退することのないよう、現状に対応した弔慰金制度・年金制度・弁護士退職金制度等の総合ライフプランニングの提案をLIBRAや東弁ホームページの会員サイト等に重ねて広報すべきである。

東京都弁護士協同組合は、1968（昭和43）年に設立されて以来、組合員数は2016（平成28）年12月2日現在、全体で15,900名（88%）、うち東弁は7,045名（90%）であり、また全国弁護士協同組合連合会も結成されているが、組合員の拡大、全国連合会との連携強化を進め、より一層の内容の充実を図るとともに、協同組合の事業内容を組合員のみならず非組合員にもPRすべきである。

国民健康保険組合については、未加入会員への積極的な加入勧誘により、組合の資金的・人的拡充を図り、会員及び家族の健康維持増進を図るべきである。

健康診断の実施については、運営事務を合理化し、安価で充実した健康管理を目指すべきである。2014（平成26）年4月からは、東京都弁護士国民健康保険組合が組合員及び家族向けにメンタルヘルス・カウンセリング事業を開始したことから、非組合員もこれまで同様の相談を受けられるよう、弁護士国保に加入していない東京弁護士会会員およびその配偶者と被扶養者向けに同様のメンタルヘルス・カウンセリング事業を開始した。

日本弁護士国民年金基金は、弁護士・専従配偶者及び事務職員のための、職能型（全国単位）の国民年金基金である。年金基金の掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減される。充実した老後を送るためにも、多くの会員が加入することが望まれる。

第10 出産・育児支援について

長きにわたって、男性が圧倒的多数であった法曹界において、女性法曹が着実に増えている現在、検察官・裁判官のみならず、弁護士会においても、個々の弁護士が育休及び産休をとりやすいような施策を充実させ、男女ともに働きやすい環境を確保せねばならない。

第11 合同図書館の現状と問題点

合同図書館は、所蔵している資料の貸出を行うだけでなく、より積極的に利用者へ様々なサービスを提供する場となりうる可能性を有しており、そのためには図書館職員の質の向上及び拡充が何よりも重要となってくる。

第12 多摩地域・島嶼地域における司法サービス

多摩地域は420万人を越える人口を有しているが、東京23区の1.8倍という広大な地域に分散して存在しており、その実態は都下23区の特徴である人口集中による「都市型」の人口分布と異なる「地方型」の人口分布を有していて、司法サービスの提供についても独自の手法が必要とされる場面も多く、都道府県単位で運営される「地方会」としての対応が望ましい。また、東京地方・

家庭裁判所立川支部の「本庁化」が実現した場合には必然的に対応する「単位弁護士会」の設立が必要となる。

以上のような状況を踏まえ、東京三会は、2011（平成23）年に、東京三会本庁化本会化推進協議会を設置し、また、2014年（平成26）年には、東京三会多摩支部が、「多摩には多摩の弁護士会を」とのスローガンを掲げて、東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化及び弁護士会多摩支部本会化推進本部を設置し、東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化、及び、東京三会の多摩支部統合、そして、東京三会多摩支部の「本会化」に向けて活動している。

島嶼部には弁護士がおらず、かつ、法律相談も弁護士による相談は年1回程度のものであった。しかし、東京三会は、大島において月1回の相談制度を始め、小笠原について2004（平成16）年度から月1回の法律相談制度を始めている。八丈島については法友全期会が定期的な相談会を実施し島民の期待に応えている。定期的に相談会を実施することにより島民の必要性に応える努力を継続していかなければならない。

第3章 会内会派としての法友会の存在意義と組織強化のあり方

東京弁護士会は、約8,000名もの会員を有する巨大組織であるため、それぞれ活動目的が特化した弁護士会内の各種委員会活動などを通じるだけでは、お互いの親睦を図り、相互の信頼感を醸成しつつ、弁護士会の自治的運営に総合的、自律的に参画していくことは現実的に困難と言わざるを得ない。

法友会のような会内会派は、そのような参画を可能とする素地と契機を各弁護士に提供する。さらに、法友会が、発足以来絶え間なく続けてきた政策提言機能、人材給源としての機能を全うするために、会員間での会務の公平な分担、無所属会員への積極的な働きかけ、法友会の最先端の魅力のPRなどの組織強化に向けた努力が欠かせないといえる。